

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年5月16日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	N E X T F U N D S S o l a c t i v e ジャパン E S G コア 指数連動型 上場投信
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年9月25日付をもって提出した有価証券届出書（2025年3月26日提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」といいます。）において、繰上償還に関する約款変更による記載事項の変更がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

（ 7 ） 申込期間

< 訂正前 >

2024年9月26日から2025年9月24日まで

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

< 訂正後 >

2024年9月26日から2025年6月2日まで

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

（１）ファンドの目的及び基本的性格

< 更新後 >

SolactiveジャパンESGコア指数^{*}（以下「対象株価指数」といいます。）に採用されている銘柄の株式および採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を、対象株価指数の算出ルールに基づき計算された対象株価指数における個別銘柄の構成比率から算出される株数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、対象株価指数に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。）を目指します。

^{*} SolactiveジャパンESGコア指数は、日本の大型・中型株の中から構成されるSolactive GBS ジャパン Large&Mid Cap 指数を親指数とする、ESGに着目した株価指数です。

当指数は、日本の経済活動と持続的な成長に係る発展の観点から中長期の成長性が期待される複数の業種¹の中からSolactive社の定めるESG基準に適合する銘柄や、その他の業種の中で相対的にESGスコア²の高い銘柄を採用する指数で、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量にも着目します。

指数構成比は、各銘柄のESGスコアおよび時価総額を勘案して決定します。

1 「複数の業種」とは、一般消費財、生活必需品、情報技術、ヘルスケア、資本財・サービスを指します。

2 ESGスコアを含むESG関連データについては、外部のデータ提供会社からの情報を利用します。

■ 対象株価指数の選定理由 ■

SolactiveジャパンESGコア指数では、指数構築プロセスにおけるESGスコアやネガティブスクリーニングを含むESG評価の活用によって、ESG評価の高い企業群への投資機会の提供が期待されるため、同指数を当ファンドの対象株価指数に選定しています。

^{*} 同指数の詳細については、「指数構築プロセス」をご参照ください。

ファンドは、「ESG を構成銘柄選定の主要な要素とする指数（以下「ESG指数」といいます。）」に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。その詳細については「投資方針」に記載しています。

ESGとはEnvironment（環境）、Social（社会）及びCorporate Governance（企業統治）の総称です。

< 信託終了（繰上償還）の内容 >

信託期間を無期限から2025年6月10日までに変更し、同日を信託終了日として信託を終了（繰上償還）します。なお、東京証券取引所における売買取引は2025年6月6日までとなります。

^{*} 信託期間変更の約款変更適用日は2025年6月9日となります。

< 信託終了（繰上償還）の理由 >

当ファンドは投資信託約款において、当初設定日より3年を経過した日以降に、受益権口数が20営業日連続し

て50万口を下回った場合は、信託契約を解約し、信託を終了させることを定めておりますが、3年を経過した日である2025年4月8日時点の受益権口数が348,781口となり、50万口を下回ることとなりました。2025年5月8日まで継続して受益権口数が50万口を下回ったことにより、投資信託約款に定める信託契約の解約の事由に該当することとなりましたので、信託終了（繰上償還）いたします。

なお、2025年6月3日以降の取得申込および2025年6月4日以降の交換請求は、受付を中止いたします。

■ 信託金の限度額 ■

ファンドの信託の限度額は、5,000億円相当です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託の限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

受益権を上場します。

株式の組入比率を高位に維持するために、現金による解約は行なえないこととしていることからこれに代わる換金手段として、金融商品取引所により流通市場を提供するものです。

金融商品取引所での売買

上場日である2022年4月8日以降、いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10口以上10口単位です。

手数料は申込みの取り扱いの第一種金融商品取引業者等が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取り扱いの第一種金融商品取引業者等へお問い合わせください。

ファンドの設定は株式によって行ないます。

ファンドの設定は原則として株式^()によって行ないます。

受益権の取得（追加設定）については、原則として、委託者が事前に提示する現物株式のポートフォリオ（以下「指定株式ポートフォリオ」といいます。）による設定に限定します。

投資家は指定株式ポートフォリオをもって受益権を取得します。なお、指定株式ポートフォリオの時価評価額が取得する受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭にて設定するものとします。

()ファンドの設定は、以下に示す要件をすべて満たす、委託者の指定する有価証券等(これを「信託適格有価証券等」といいます。)によって行なわれます。

1. 原則として対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること
2. 原則として有価証券の株数の比率が、運用の基本方針に沿ったものであること
3. 投資信託及び投資法人に関する法律施行令ならびに同法律施行規則に定めるものであること

追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

対象株価指数に連動する投資成果という目的の支障とならないようにするために、追加設定をポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

受益権と株式を交換することができます。

一定口数以上の受益権を有する投資家は、それに相当する信託財産中の有価証券ポートフォリオと交換することができます。

収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
		不動産投信	MR F	
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型
		資産複合		

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	
一般			
大型株	年2回		日経225
中小型株		日本	
債券	年4回		
一般		北米	TOPIX
公債	年6回		
社債	(隔月)	欧州	
その他債券			その他
クレジット属性	年12回	アジア	(SolactiveジャパンESGコア
()	(毎月)		指数)
不動産投信	日々	オセアニア	
		中南米	
その他資産	その他		
()	()	アフリカ	
資産複合			
()		中近東	
資産配分固定型		(中東)	
資産配分変更型		エマージング	

6/8

< 更新後 >

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[ESG投資に関するリスク]

ファンドは、ESG指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

対象株価指数と基準価額の主な乖離要因

ファンドは、基準価額が対象株価指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと

同指数の構成銘柄異動や個別銘柄の資本異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること

追加設定の一部が金銭にて行なわれた場合、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること

先物取引を利用した場合、先物価格と同指数との間に価格差があること

信託報酬等のコスト負担があること

* 対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行にな

る可能性があります。

- ファンドの基準価額と対象株価指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象株価指数との連動または上回ることを保証するものではありません。
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。
- ファンドは、当初設定日より3年を経過した日以降に、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご注意ください
- ファンドは、2025年6月10日に信託を終了（繰上償還）することを予定しています。

当該信託終了（繰上償還）の日までの運用において、委託会社の判断により償還を念頭に組入資産の資金化を図る場合があります。その結果、主要投資対象への投資比率が低下する場合があります。

第2【管理及び運営】

3 資産管理等の概要

（3）信託期間

<訂正前>

無期限とします(2022年4月7日設定)。

<訂正後>

無期限とします(2022年4月7日設定)。

（注）約款変更適用後（2025年6月9日以降）は以下となります。

2025年6月10日までとします（2022年4月7日設定）。